（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正）

第六条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（予納による納付）」を付し、同条第一項中「納付すべき当該」を「当該」に改め、「の見込額（以下単に「見込額」という。）」を削り、同条第二項中「特許印紙」を「現金」に改め、同項ただし書を削る。

第十五条の見出しを削り、同条第一項中「特許庁長官は、」を削り、「特許料等又は手数料の納付に際し」を「経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する特許等関係法令の規定による手続に際し、」に、「が予納した見込額（この項の規定による）を「に係る予納額（同項の規定により予納した額からこの項の規定により納付されたものとみなされた」に、「納付に充てた額の控除」を「額を控除し、」に、「の加算があった」を「を加算した」に、「から当該特許料等又は手数料の額に相当する金額を控除し、当該金額を当該」を「の範囲内において、当該手続に係る」に、「の納付に充てる」を「が納付されたものとみなす」に改め、同条第二項中「特許料等又は手数料の納付」を「手続に係る申出」に、「納付者」を「申出者」に、「見込額」を「予納額」に改め、同条第三項中「見込額に残余」を「予納額に残余に相当する額」に、「その残余の額」を「当該残余に相当する額」に改め、同条第四項中「残余の額」を「残余に相当する額」に改める。

第十五条の三第一項中「（電子情報処理組織を使用して行うものに限る。）」を削る。

第十六条中「に特許料等又は手数料の納付をする」を「に申出をする」に、「「納付を」を「申出を」に、「納付者」を「申出者」に、「特許料等又は手数料の納付をした」を「手続に係る申出をした」に改める。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正）

第七条　特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項の表一の項中「十四万三千円」を「十七万円」に、「二十二万千円」を「二十四万九千円」に改め、同表二の項中「一万三千円」を「一万八千円」に改める。

（弁理士法の一部改正）

第八条　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「特許業務法人」を「弁理士法人」に改める。

本則中「特許業務法人」を「弁理士法人」に改める。

第二条第七項中「組織的に」及び「共同して」を削る。

第四条第二項に次の一号を加える。

四　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百五条の二の十一第一項及び第二項（同法第六十五条第六項及び実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第三十条において準用する場合を含む。）に規定する意見を記載した書面を提出しようとする者からの当該意見の内容（特許法及び実用新案法の適用に関するものに限る。）に関する相談

第四条第三項第二号中「又は商標」を「、商標、植物の新品種又は地理的表示（ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が特定の場所、地域又は国を原産地とするものであることを特定する表示をいう。次号において同じ。）」に改め、同項第三号中「又は」を「、植物の新品種」に、「の保護」を「又は地理的表示の保護」に改める。

第六条中「（昭和三十四年法律第百二十一号）」及び「（昭和三十四年法律第百二十三号）」を削る。

第八条第三号中「第五十二条の罪又は」を「第五十二条の罪」に、「を犯し」を「、種苗法（平成十年法律第八十三号）第六十七条から第六十九条まで若しくは第七十一条の罪又は特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第三十九条若しくは第四十条の罪を犯し」に改める。

第十五条の二第二項中「第十五条」を「前条」に改める。

第四十三条第一項中「共同して」を削る。

第四十六条中「すべて」を「全て」に改める。

第四十七条の三に次の一項を加える。

7　社員が一人の弁理士法人が、事件の依頼を受けたときは、その社員を指定したものとみなす。

第五十二条第一項に次の一号を加える。

七　社員の欠乏

第五十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十二条の五を第五十二条の六とし、第五十二条の二から第五十二条の四までを一条ずつ繰り下げ、第五十二条の次に次の一条を加える。

（弁理士法人の継続）

第五十二条の二　弁理士法人の清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至った場合に限り、当該社員の相続人（第五十五条第二項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合には、その者）の同意を得て、新たに社員を加入させて弁理士法人を継続することができる。

第五十五条第二項中「若しくは第六号又は第二項」を「から第七号まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四条中商標法第七十条第一項の改正規定、第八条中弁理士法第十五条の二第二項の改正規定及び附則第九条の規定　公布の日

二　第一条中特許法第百五条の四第一項第一号の改正規定及び次条第六項の規定　公布の日から起算して一月を経過した日

三　第一条中特許法第七十一条第三項の改正規定、同法第百十二条第二項及び第四項から第六項までの改正規定、同法第百四十五条に二項を加える改正規定並びに同法第百五十一条の改正規定、第二条中実用新案法第三十三条第二項、第四項及び第五項の改正規定、第三条中意匠法第四条第三項の改正規定、同法第四十四条第二項及び第四項の改正規定、同法第六十条の七の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第六十条の十一第一項の改正規定、同法第六十条の十二の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十条の二十一第一項の改正規定（「ジュネーブ改正協定第一条(ⅷ)に規定する」及び「次項において「国際事務局」という。）」を削る部分に限る。）、第四条中商標法第四十一条の二第六項の改正規定、同法第四十三条第一項から第三項までの改正規定、同法第四十三条の六第二項の改正規定及び同法第六十八条の十六第一項の改正規定、第六条の規定（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十五条の三第一項の改正規定を除く。）並びに次条第七項並びに附則第三条第五項、第四条第四項及び第六項、第五条第四項及び第五項並びに第六条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四　第三条中意匠法第二条第二項第一号の改正規定、第四条中商標法第二条に一項を加える改正規定並びに附則第四条第一項及び第五条第一項の規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日